

減災対策取り組み事例

番号	内 容	ページ番号
1	草津市建築物の浸水対策に関する条例	1～2
2	一関市災害危険区域に関する条例	3～4
3	資金利子補給金(碧南市)	5
4	信用貸付保証制度(高浜市)	6
5	国分寺市 市民防災まちづくり学校	7～9

○草津市建築物の浸水対策に関する条例

平成18年6月30日
条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、集中豪雨等による建築物およびその利用者の被害を未然に防止するために、市と市民および事業者の責務を明らかにするとともに、建築物の浸水対策に関する必要な事項を定め、もって市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者および市内に存する土地または建物の所有者および管理者をいう。
- (2) 事業者 市内で商業、工業その他の事業を営む者をいう。
- (3) 浸水のおそれのある区域 浸水の発生が予想される区域として規則で定める区域をいう。
- (4) 特定建築物 防災活動の拠点となる施設、草津市地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定に基づき作成された計画をいう。)に定める避難所、広域避難所等で規則で定めるものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、水害に強いまちづくりを推進するために、建築物の浸水対策に関する指針を定めるものとする。

2 市は、浸水のおそれのある区域および前項に定める指針の情報提供を行い、市民および事業者の理解と協力を得るよう努めるものとする。

3 市は、市が設置し、または管理する建築物の浸水に対する安全性の確保その他の浸水対策を行うよう努めるとともに適切な維持保全に努めるものとする。

(市民および事業者の責務)

第4条 市民および事業者は、水害に強いまちづくりについての理解と関心を深め、自らの責任において、建築物の浸水に対する安全性の確保その他の浸水対策を行うよう努めるものとする。

(特定建築物の安全の確保)

第5条 特定建築物を建築しようとする者は、規則で定める浸水対策上必要な措置を講じなければならない。

2 既存の特定建築物を所有し、または管理する者は、前項に定める措置を講ずるよう努めるものとする。

(届出)

第6条 特定建築物、浸水のおそれのある区域内において地下室(建築物の周囲の地面もしくは道路路面より低い位置に床を有する建築物または建築物の部分で居室、倉庫等の用に供するものをいう。)を設ける建築物または建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第34条第2項の規定に基づき非常用エレベーターを設置する建築物を建築しようとする者は、法第6条に定める確認申請書または法第18条第2項に定める計画通知を提出する日までに、規則で定めるところにより、浸水対策の内容を市長に届け出るものとする。

(助言および指導)

第7条 市長は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る浸水対策について、必要な助言および指導を行うことができる。

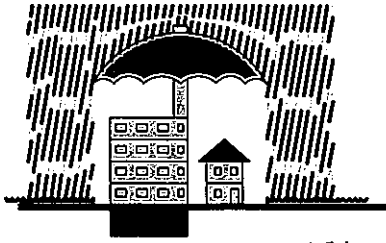
(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成18年9月1日から施行する。ただし、第5条第1項および第6条の規定については、この条例の施行の日以後に確認申請書または計画通知が提出される建築物について適用する。

大雨に備えた建物をつくりましょう！



平成18年9月1日から、
「草津市建築物浸水対策に関する条例」
が施行されました。

近年、集中豪雨等の増加による災害が、全国的に頻発しています。水害が発生しますと、建物の被害はもちろん、生活に大きな支障が生じ、回復するのに相当な時間がかかります。もし、これから、建物を新築、改築したり設備の改修等をお考えであれば、ぜひ、浸水対策を考慮した設計をお考えください。

条例の仕組

市の責務

浸水のおそれのある区域や浸水対策の整備指針等の情報提供に努めます。市の建築物の安全確保に努めます。

市民・事業者の責務

市の提供する浸水に関する情報をもとに、自らの責任において浸水に対する安全性の確保その他の浸水対策を行なうことが求められています。

特定建築物の建築主の責務

特定建築物を建築しようとする場合は、浸水対策の整備基準に適合するようにならなければなりません。

浸水のおそれのある区域

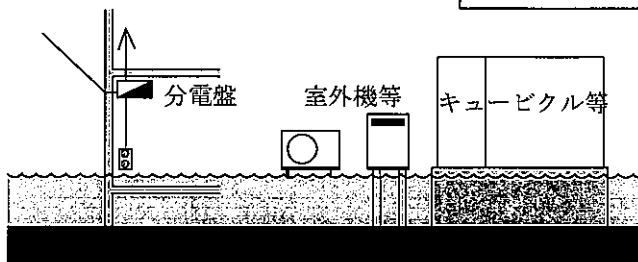
琵琶湖・野洲川・草津川における浸水予測区域を示したものです。

※この区域は、下記窓口やホームページで閲覧することが出来ます。
窓口：草津市産業建設部河川課
：草津市産業建設部建築指導課ホームページ
<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>

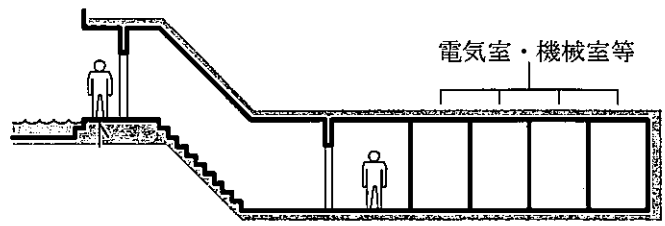
浸水対策の整備指針

○床上浸水を未然に防ぐ
○生活を守る
○財産等を守る
○設備等を守る
○地下空間を守る
※整備指針は、建築指導課のホームページで公表しています。

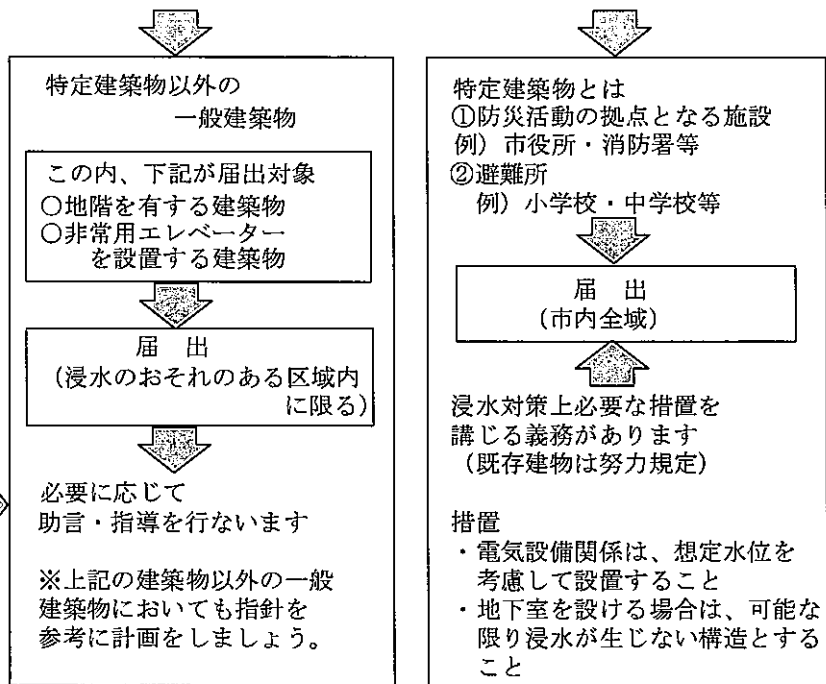
<事例>



設備機器等を事前に上げておく



地下への浸水を事前に防ぐ



【問合せ先】 草津市産業建設部建築指導課審査指導グループ Tel077-561-2378 Fax077-561-2486
〒525-8588 滋賀県草津市草津3丁目13-30 草津市役所 4階

草津市建築物の浸水対策整備指針

1 目的

この指針は、草津市建築物の浸水対策に関する条例（平成18年草津市条例第27号）第3条第1項の規定に基づき、建物を建築（増築、改築、改修を含む。以下同じ。）する場合の、具体的な整備指針を定めることにより、浸水による建築物およびその利用者の被害を未然に防止し、もって市民等が安心して暮らすことができる安全なまちづくりの実現に資することを目的とします。

2 適用範囲

- (1) この指針は、市内で建築される全ての建築物を対象とします。
- (2) この指針は、市民および事業者に対し、浸水対策についての参考となる手法等を示すものであり、何ら義務を負わせるものではありません。したがって、市民および事業者に対し、その自発的な対策を促すための指針とするものです。

3 浸水対策を考慮した設計の基本

(1) 事前調査

草津市建築物の浸水対策に関する条例に規定している浸水のおそれのある区域図を参考に、建築する場所が浸水した場合に想定される水深（以下「想定水位」という。）を確認してください。

なお、浸水のおそれのある区域は、現時点で明らかにされているものだけです。この区域以外の場所でも中小河川の氾濫等による浸水も予測されますので留意する必要があります。

(2) 浸水対策

① 床上浸水を未然に防ぐ

I 敷地を嵩上げる（盛土）	盛土を行い、敷地全体を想定水位以上に嵩上げして、浸水を防ぐ方法です。（階段やスロープを設ける必要があります）
II 敷地を囲む	塀や門扉などを防水能力のあるものにするすることで、浸水を防ぐ方法です。防水能力が期待できない部分は土嚢等で補う方法もあります。
III 高床式にする	コンクリートの基礎を高くして、想定水位よりも床レベルを高くする方法です。床下部分は、浸水後の排水が容易にできるように計画することも浸水後の対応として有効です。
IV 建物の外壁で防御する	想定水位以下の建物の外壁を防水性のあるものにするすることで浸水を防ぐ方法です。玄関などの開口部には十分な止水機能を持たせる必要があります。設備などの配管経路などにも配慮する必要があります。

	があります。ただし、木造住宅の場合、自重が軽いので浮力を考慮する必要があります。
V その他	<p>既存建築物で、現時点で改修等の予定がない場合は、土嚢を常備しておくなど不断の心がけが大切です。</p> <p>通常、土嚢は、土等を袋の中に詰めて使用するの土や収納場所が必要であることから、最近では、吸水時に膨張する土嚢の代用品も開発されています。</p>

② 床上浸水に備える

I 人命を守る	<p>避難することができなかった場合、想定水位によっては、平屋の住宅等では屋根上に一時的に避難できるような配慮が必要です。</p> <p>例えば、開閉式の天窓などが考えられます。</p>
II 生活を守る	<ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水すると、1階に設けた寝室や便所、台所などが使用出来なくなり基本的な生活が困難になります。このことから、2階部分に便所やミニキッチンを設けると、万一のときに安心です。 ・病院や災害弱者が利用する施設は、病室等を配置する場合は想定水位に留意することが必要です。 ・分電盤や端子盤を想定水位より上に設けるとともに、1階部分とその他の階の回路を別回路にしておくことも有効です。また、コンセント等の出力端子の高さにも注意が必要です。 ・非常用の電気設備を設ける場合は、給水や下水のポンプ等の保安負荷も合わせて計画することが停電時に有効です。
III 財産等を守る	<ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水すると、さまざまな物を破棄することになります。住宅であれば1階の家財を守るために浸水時の移動場所の確保や2階に上げるため階段を広くするなど方法があります。 ・特に大切な家財や記録情報などは、1階に置かないことも有効です。
IV 設備等を守る	<ul style="list-style-type: none"> ・受変電設備がある場合は、想定水位より上に設けることで浸水時の停電を防ぐことができます。 ・非常用の電気設備も想定水位より上に設けることも有効です。 ・空調機器、給湯機器、給水ポンプ、コンピュータ設備など、水につかると故障や貴重なデータが無くなる恐れのあるものは、想定水位より上に設置することで守ることができます。 ・建物が浸水した場合、配水管などには空気が満たされており、浮力が働きます。このため、配管が浮き上がって移動し、継手

	<p>等を壊してしまったりします。このような事態を避けるために、配管等は建物に固定しておくといよいでしょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物を設置している場合は、必要に応じて流出防止に配慮しなければなりません。
V 材料や構法などを工夫する	<ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水した場合、建築時に建物の材料や構法を工夫しておくことで、被害を軽減することができます。 ・床下浸水でも、布基礎やべた基礎の場合、床下に侵入した水や泥を早急に排水する必要があることから、床下の土間に水勾配をつけて排水口を設けておくことが有効です。 ・耐水性のあるもの、吸水しても再利用できるもの、壁に水が入った場合、水の抜けやすい、乾燥しやすい材料や構法を用いておくことも有効です。

③ 地下空間への浸水による被害を未然に防ぐ

I 地階を利用する者が避難しやすくする	<p>(1) 地下空間にいる者に対し避難が必要なことを周知させる放送設備等を設けることが必要です。ただし、地下空間の面積が小さく、かつ、多数の区画に分かれていないことにより、容易に避難を周知できる場合にあってはこの限りではありません。</p> <p>(2) 前号の周知により避難を完了するまでの間、地下空間にいる者の避難経路となる居室、廊下等の各部分ごとに、安全に避難できるように、浸水が生じないようにする必要があります。以下の措置は、地上からの浸水開始時間を遅らせることを目的としています。適切なものを選択し、浸水を遅延させることにより、避難可能なルートを確認してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地下への出入口をマウンドアップする。 ② 地下空間への流入口となり得る地上の出入口に防水板を設置する。 ③ からぼり（ドライエリア）、換気口、明り取り窓等を設ける場合には周囲を立ち上げる。 ④ 地上からの直通出入口を閉鎖する。 ⑤ 地下空間に入る前室を拡張する。 ⑥ 土嚢等の敷設のための準備態勢の整備をする。 <p>(3) 避難経路となる階段は、地下空間にいる者が避難を終了するまでの間、階段上を安全に避難できないほど激しい流れが生じない構造にする必要があります。</p> <p>(4) 避難に必要な経路上にある扉は、避難が終了するまでの</p>
---------------------	--

	<p>間、水圧により開けることが出来なくならないように設けてください。</p> <p>(5) 避難は、昇降機その他浸水により使用できなくなるおそれのあるものを使用せずに行なうことができるように計画する必要があります。</p> <p>(6) 地階にいる者が避難するまでの間、照明または非常照明が点灯していることが必要です。</p> <p>(7) 地下への浸水による漏電防止等の対応が必要です。</p> <p>① 漏電遮断装置を設置する。</p> <p>② コンセント等の出力端子を高位置に設置する。</p>
<p>II 浸水を可能な限り生じさせない構造とする</p>	<p>地下空間の用途によっては、浸水することにより受変電設備や非常用の電気設備その他の電気機器類のように機能の停止や障害を起こしたり、帳簿、写真、図書、電子情報媒体等の情報が流出し、改修・復旧のための費用・時間の損失等の被害が甚大になることが予測される場合があります。以下の措置は、このような水害に対し「浸水しないこと」を目標にしたものです。</p> <p>(1) 建物の開口部（出入口を除く。）は、想定水位以上の高さに設ける。</p> <p>(2) 出入口には、想定水位以上の高さの防水板等を設ける。</p> <p>(3) 防水板等は、次の構造とする。</p> <p>① 浸水を自動的に感知し、自動的に作動するものであるか、または、管理者等によって容易に設置できるもので、かつ、浸水を管理者が覚知できる措置が講じられているもの。</p> <p>② 想定水位高さの水圧に耐える強度および水密製を有するもの。</p> <p>(4) 防水板等が有効に機能するまでの間に地下空間に浸水するおそれのある場合にあつては、マウンドアップ等による浸水防止措置を講じる。</p> <p>(5) からぼり（ドライエリア）を設ける場合にあつては、からぼりの周囲の高さは想定水位以上とするか、からぼりに面して設けられる開口部を防水板等により浸水を防ぐ構造とする。</p> <p>(6) 排水口は逆流が生じない構造とする。</p> <p>(7) 防水板等が設置された場合においても建物内に存する者の避難が可能な構造とする。</p>

この指針は、浸水対策の観点からのものであり、耐震性やバリアフリーといった他の観点からの判断を総合的に考慮したものではありませんので、浸水対策を計画される場合にはこの点を留意の上計画をしてください。

※この指針は、下記の資料をもとに草津市独自の内容を追加し作成したものです。

- (1) 「家屋の浸水対策マニュアル」編集・発行 財団法人 日本建築防災協会
- (2) 「地下空間における浸水対策ガイドライン」編集 財団法人 日本建築防災協会

○一関市災害危険区域に関する条例

平成17年9月20日
条例第205号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条の規定に基づき、災害危険区域を指定し、同区域内における一定水位以下の出水による災害を未然に防止するため、建築物の敷地及び構造に関する制限を行い、もって地域住民の安全を図ることを目的とする。

(災害危険区域の指定)

第2条 災害危険区域として指定する区域は、別表のとおりとする。

(災害危険区域の表示)

第3条 災害危険区域は、図面及び標識杭により表示する。

2 図面は、平面図(縮尺2,500分の1以上)とし、本庁並びに花泉支所及び川崎支所に備えておいて縦覧に供する。

3 標識杭は、市長が場所を指定して設置する。

(高さの基準)

第4条 この条例に規定する標高は、東京湾中等潮位を基準として定める。

(建築物の建築の禁止及び制限)

第5条 災害危険区域内においては、住宅、併用住宅、共同宿舍、寄宿舍又は下宿その他常時住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。

- (1) 地盤面の高さを災害危険区域ごとに別表区域の欄に規定する標高以上として建築するもの
- (2) 主要構造部(屋根及び階段を除く。)を鉄筋コンクリート造又はこれに準ずる耐水構造とし、災害危険区域ごとに別表区域の欄に規定する標高に0.5メートルを加えた高さ未満の部分を住居の用に供しないもの
- (3) 基礎をコンクリート造又はこれに準ずるものとし、その高さを災害危険区域ごとに別表区域の欄に規定する標高に0.5メートルを加えた高さ以上として建築するもの

(制限の解除)

第6条 前条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 災害危険区域の指定の際既に建築されている建築物を増築し、又はその一部を改築する場合
- (2) 工事等のために必要とする宿舍その他これに類するもので存置期間が6月未満のものを建築する場合
- (3) その他季節的な仮設のもの等で市長が周囲の状況からやむを得ないものと認める場合

附 則

この条例は、平成17年9月20日から施行する。

附 則(平成18年条例第81号)

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

別表(第2条、第5条関係)
災害危険区域

地区名	区域
舞川	字不動塚及び字小和巻の標高27.9メートル以下の区域
	字河賀慶の標高27.1メートル以下の区域
	字番台、字駒ヶ峯、字根岸及び字荷掛場の標高26.6メートル以下の区域
弥栄	字川底の標高24.6メートル以下の区域
	字小間木の標高24.3メートル以下の区域
川崎町門崎	字銚子の標高24.6メートル以下の区域
川崎町薄衣	字町裏、字法道地、字久伝、字須崎、字矢作前、字砂子田、字高館、字六反、字大清水、字玉崎、字御手洗及び字千石の標高18メートル以下の区域
	字古館の標高23.5メートル以下の区域
	字畑の沢の標高23.4メートル以下の区域
	字南新山及び字石船渡の標高23.1メートル以下の区域
	字上巻の標高22.9メートル以下の区域
	字下巻の標高22.7メートル以下の区域
花泉町日形	字沼田の標高22.5メートル以下の区域

	字中神の標高21.9メートル以下の区域
	字下清水の標高20.4メートル以下の区域
花泉町老松	字沼野沢及び字小沼の標高19メートル以下の区域
花泉町永井	字川の口の標高19メートル以下の区域
	字大森の標高18.5メートル以下の区域

建物の建設・改造などの補助金

(参考資料) 住宅関連融資・助成制度
詳細は担当課でご確認ください。

1 高齢者住宅改善費補助金

介護保険の要介護認定を受けた要介護者・要支援者あるいは、65歳以上で心身の障害又は疾病により日常生活を営むのに支障がある人の住宅の改善に対する補助金。[担当] 高齢介護課

2 障害者住宅改善費の補助

在宅の身体障害者(1～3級視覚障害及び下肢・体幹不自由者)で介護保険の要介護又は要支援の認定されなかった人で、居室、浴室、トイレなどを障害者用に改善又はこれらの安全のために必要な設備の取付けに要する経費を50万円まで補助する制度。新築・増築は除く。

[担当] 福祉課

3 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

主に居住の用に供する建物又は延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物に50人槽以下の小型合併処理浄化槽を設置する場合に、設置費用の一部を補助する制度。

建築確認通知書を添付して申請する必要があります。

[担当] 環境課

4 生ごみ堆肥化容器購入費補助金

市内に住んでいる人が、市の承認した市内の販売店から生ごみ処理機・コンポストを購入した場合に対象となる。販売店にて申請書を記入、押印すると補助金分を差し引いた金額で購入できる。

[担当] 環境課

5 生垣設置奨励補助金

新しく生垣を作る場合やブロック塀などを取り壊して生垣を作る場合、設置費用の一部を補助する。

その場合

- ①公道に面した場所(幅員が5m未満の場合は、中心より2.5m以上離れた場所)
- ②延長が5m以上
- ③常緑樹で1m当り2本以上
- ④樹木の高さが住宅用で60cm以上、店舗用は30cm以上。

[担当] 公園緑地課

6 住宅かさ上げ工事資金利子補給金

過去5年以内に水害を受けた住宅又は水害の恐れがあると市長が認めた区域の住宅を金融機関の融資(600万円上限)

を受けてかさ上げ工事をした場合、補給金の額は年間償還額に対し年6%(融資を受けた資金の利率が年6%未満の場合は当該利率)

を乗じた額以内。期間は償還開始月から5年以内。施工前に住宅かさ上げ工事認定申請書に添付書類添え提出。市町村税の滞納がない

こと。かさ上げ工事は、住宅の床面を従前より20cm以上かさ上げする工事。

[担当] 建築課



トップページ

グループのトップ

検索画面へ

サイトマップ

問い合わせ



高浜市民生活安定資金信用貸付保証制度

2008/7/1更新

高浜市民の方で、生活のため必要とする資金を調達することが一時的に困難な時、または市内に自己の居住用として、土地を購入または住宅を新築・増改築しようとする時必要な資金の融資斡旋を行い、生活の安定向上を促進する制度です。

資格	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内に居住している者(特別貸付にあっては、高浜市内に居住用資産を購入しようとする者を含む)で、かつ、同一事業所に1年以上在職し、引き続き勤務する者または、平成13年11月1日以降に事業所の倒産、閉鎖または業務縮小に伴い非自発的に離職した者であること。 2 同居または1年以内に同居しようとする親族(事実上婚姻と同様の事情にある者または婚姻の予約者を含む)があること。 3 高浜市民生活安定資金の融資を現に受けていないこと。 4 借入金の返済見込みが確実であること。 5 税を完納していること。 6 申込時の年齢が満20歳以上65歳以下であること。(かさ上げ工事及び耐震補強工事の場合にあっては、申込時の年齢が満20歳以上であること) 		
要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活改善のため必要なとき。 2 育児・介護休業中の生活費に充てるとき。 3 病気その他災害による不時の出費に充てるとき。 4 住宅を改築するとき。(改築の床面積は、改築しない部分を含めて220m²以下のものに限る) 5 住宅を増築するとき。(増築の床面積は、既設部分を含めて220m²以下のものに限る) 6 住宅を増改築するとき。(増改築の床面積は、改築しない部分を含めて220m²以下のものに限る) 7 住宅を新築または購入するとき。(住宅の床面積30m²以上220m²以下に限る) 8 住宅の新築に必要な土地を購入するとき。(駐車場を含む330m²以下に限る) 9 <u>既設住宅を水害防御の目的でかさ上げするとき。</u> 10 耐震診断に基づいて耐震補強工事をするとき。 11 災害防止工事をするとき。 12 土地付中古住宅を購入するとき。 		
融資の種類	普通貸付	特別小口貸付	特別貸付
	生活改善資金として育児・介護休業中の生活資金	住宅改築資金として	住宅の新築・増改築・改築・購入、土地購入かさ上げ工事、災害防止、耐震補強工事資金として
金額	100万円以内	400万円以内	700万円以内
期間	3年以内	15年以内	20年以内
保証人	1人以上	1人以上	1人以上



市民防災まちづくり学校

くらしの安全課防災まちづくり係(内線511)

「市民防災まちづくり学校」は、「市民が、安全で住みよいまちづくり・地域社会づくりに関心を寄せ、これに積極的に関与していくための学習の場」として開講しています。

前身である「防災学校」は、昭和53(1978)年に開講され、その後「防災まちづくり学校」から「市民防災まちづくり学校」へと名称を変更し、今年度で27回目の開講となります。

「防災学校」として開催されていた当時は、浸水害・震災・火災への備えを中心に初期消火法、応急救護法などを学習していましたが、「防災まちづくり学校」と名称を変更し、都市計画や建築、開発事業など、まちづくりについての学習などもするようになりました。

現在の「市民防災まちづくり学校」は、主に午前中が講義、午後はまち歩きや施設見学などを中心として構成されており、知識だけではなく体験学習なども含めた講座内容となっています。これらの講座は、主に以下の点を目的とした内容になっています。

- (1) 防災意識の啓発と普及、かつ災害に強い人づくり、まちづくりのために
- (2) 健全な生活環境の形成と保全に関心を深め、これを自ら実践する市民のために
- (3) 地域社会におけるまちづくり活動のリーダー育成のために
- (4) 防災都市づくりや計画的なまちづくりへの認識と理解のために

“学校”というかたい言葉を使っていますが、防災まちづくりは難しいことではありません。まちの安全や住みよさについて、防災を中心としつつ、環境やまちづくりの視点を交えながら、講座や見学会を通して、一緒に考えてみませんか。
※毎年5月に、市報において受講生の募集を行います。(定員50名)



市民防災まちづくり学校

● PDFファイルのダウンロード

平成19年度 第27回市民防災まちづくり学校 講座予定表

回	開講日	学習事項	午前 (9:30~12:00)		午後 (1:00~4:30)	
	会場			講師	見学会 など	
1	6月23日(土)	国分寺市の 概要と災害危険			開講式	
	ひかりプラザ				国分寺市はどんなまち・オリエンテーションなど	
2	7月28日(土)	国分寺市の 安全対策	災害危険診断地図	都市計画課	地域防災計画	
	スポーツセンター		防災まちづくりのすすめ	都市計画課	防災施設見学(けやき公園など)	くらしの安全課
			市民防災推進委員会と防災まちづくり推進地区	市民防災推進委員会 防災まちづくり推進地区	国分寺市の防犯	
3	8月25日(土)	水とくらしと安全	国分寺市の上水道	水道課	施設見学(バスにて移動)	
	ひかりプラザ		国分寺市の地下水と湧水	設計計画水系デザイン 研究所	浄水場、ふれあい下水道館	
4	9月11日(火)	都市環境とみどり	国分寺市の“みどり”の現状	緑と水と公園課	市内見学(バスにて移動)	
	いきいきセンター		農地の現状	経済課	日立中央研究所内、姿見の池、真姿の池湧水群、	
			みどりの効果	東京都環境科学研究所	エックス山、3・4・6号線 五日市街道、農地	
5	10月16日(火)	都市生活と生活環境	清掃センターの見学	ごみ対策課	施設見学(バスにて移動)	
	市民プール		家庭ゴミの流れ		二ツ塚廃棄物広域処分場・エコセメント工場など	
6	11月10日(土)	まちづくり、 都市づくり	国分寺市の都市計画・都市づくり	都市計画課	市内見学(徒歩)	
	いずみホール		まちづくりの色々		国分寺の地形・開発事業等対象地区など	
7	12月8日(土)	我が町の現状を知る	防災診断地図とは?	まちづくり	防災診断地図づくり(ワークショップ)	
	市役所		まち歩き	コンサルタント	発表とまとめ	
8	1月12日(土)	災害事例と災害危険	ビデオ「阪神・淡路大震災」	都市計画課	市内見学(徒歩)	
	本町・南町地域センター		地震災害から学ぶ	環境・災害対策研究所	南町、泉町、東元町周辺、殿ヶ谷戸庭園	
9	2月9日(土)	住まいの安全対策	家庭の安全対策	都市計画課	一般住宅を地震破壊から守る	
	ひかりプラザ		火災とまちづくり	国分寺消防署	我が家の耐震診断(ワークショップ)	
10	3月1日(土)	生活安全講習	普通救命講習		立川防災館へ移動・体験学習(バスにて移動)	
	ひかりプラザ・立川防災館				初期消火法、地震体験、煙体験	
11	3月22日(土)	私にとっての防災、 そして、まちづくり			意見交流会(1年をふりかえって)	
	Lホール				閉講式	

○国分寺市民防災推進委員設置規程

昭和55年8月27日
規程第113号

(推進委員の設置)

第1条 市長は、市民主体の防災まちづくり活動(以下「市民防災」という。)を総合的に進めるため、国分寺市民防災推進委員(以下「推進委員」という。)を置く。

(平成20年訓令第4号・全改)

(推進委員の役割)

第2条 推進委員は、市と協力して主体的に地域における市民防災を推進していくものとする。

(平成20年訓令第4号・追加)

(推進委員の認定)

第3条 推進委員は、次に掲げるものの中から、本人の申出又は地域の団体及び市の推せんにより、市長がこれを認定する。

- (1) 市が開設する市民防災まちづくり学校(以下「防災学校」という。)を修了した者
- (2) 前号に規定する者と同程度以上の防災問題への理解と積極性をもった者
- (3) 地域の団体において、現に市民防災を推進していく立場にある者

2 市長が認定する推進委員については、国分寺市民防災推進委員認定書の発行、国分寺市民防災推進委員表示板及びこれを象徴する腕章を交付する。

(平成9年3月4日・一部改正, 平成20年訓令第4号・旧第2条線下・一部改正)

(推進委員の公表)

第4条 推進委員の氏名は、市報等により公表し、市民への周知を図る。

(平成20年訓令第4号・旧第3条線下)

(推進委員の活動)

第5条 推進委員の活動は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域における市民防災の活性化及び市民主体による自主防災組織の形成とその指導に関すること。
- (2) 市民防災の発展に寄与する創意工夫ある自発的地域活動に関すること。
- (3) 第8条に定める全市組織の活動に関すること。

(平成9年3月4日・一部改正, 平成20年訓令第4号・旧第4条線下・一部改正)

(市の役割)

第6条 市の役割は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市は、推進委員が第5条に定める活動を遂行する上で必要となる情報、資料等について、積極的に援助するものとする。
- (2) 市は、推進委員が第5条に定める活動を遂行し、これを通じて行われる防災行政上の諸問題に関する質問、提案に対して、速やかに、回答を行うものとする。

(平成20年訓令第4号・旧第5条線下・一部改正)

(推進委員の認定の取消し)

第7条 推進委員の認定は、次に掲げる事情が発生した場合は、取り消すものとする。

- (1) 推進委員が市外に転出した場合
- (2) 第3条第3号に定める者がその立場を離れた場合。ただし、当人が防災学校を修了する見込みのあるときは、この限りでない。
- (3) その他本人の申出によるやむを得ない理由のある場合

(平成20年訓令第4号・旧第6条線下・一部改正)

(全市組織の設置)

第8条 推進委員は、相互の意見、情報、経験等の交流又は市民防災の全市的拡がりと発展を目的として、自主的な組織(以下「全市組織」という。)をつくることができる。

2 市は、全市組織の活動に対して、必要と認める援助を行う。

(平成9年3月4日・一部改正, 平成20年訓令第4号・旧第7条線下)

(研修)

第9条 推進委員は、常に防災に対する知識の修得と防災への理解を深め、市民の範となるよう努めるものとする。

2 前項の研修に対して市は、積極的に援助するものとする。

(平成20年訓令第4号・旧第8条線下)

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

(平成20年訓令第4号・旧第9条線下)

付 則

この規程は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則(平成9年3月4日)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成20年訓令第4号)

この訓令は、公表の日から施行する。